

SEGA-SAMMY GROUP

2005年11月4日 株式会社セガ

自社所有特許権の実施差止の仮処分申立について

2005 年 10 月 28 日、株式会社セガ(本社:東京都 代表取締役社長兼 COO:小口久雄 以下セガ)は、株式会社タイトーを債務者としてセガが所有する特許権の実施差止の仮処分を東京地方裁判所に対して申立てました。

セガは、株式会社タイトーが展開する業務用ゲーム機器「ダイノキングバトル CARD GAME」が、セガが所有している業務用ゲーム機器「甲虫王者ムシキング」に関する特許(第3712122号)を侵害するものであると判断し、東京地方裁判所に同製品の製造、使用、販売等の中止を求める仮処分を申立てるに至りました。

セガは、今後も所有する知的財産権の保護の観点より、権利侵害が認められる場合において適切な措置 を講じてまいります。

以上